

廃棄物処理施設整備事業に対する地方債の措置について

5月19日、栃木県宇都宮市で（社）全国都市清掃会議の総会が開催された。
同総会における、標記措置に関する、総務省担当官からの解説は以下のとおり。

（文責：工業会事務局）

基本的には前年度の措置を継続することになっている。
交付金についても、補助金と差を設けず、措置することになっている。

概要を説明すると、

1) 起債充当率

国庫補助金、循環交付金の地方側裏負担分についての、起債充当率。

国庫補助対象事業（交付金事業）は、普通債充当率 75%と特別対策債充当率 15%の合計 90%

単独事業は、その事業の重要性、性格によって、75%、85%など。

（その中でも、重点実施が必要な重点化事業は対策債込みで 90%：その中には、1.5 億円以上の地域循環事業、基幹的施設整備事業がある。）

2) 地方交付税算定算入率

起債についての元利返済金のうち地方交付税積算に算入する率。

国庫補助金（循環交付金）事業の通常起債 75%分の元利返済金の 50%を算入
単独事業のうち、重点化事業は上記充当率 75%の分について元利返済金の 50%算入
単独事業のうち、その他事業は 30%

注) コミプラ事業(補助事業)は過去算入率 40%であったが、数年前に 50%になって、
17 年度も同様の措置。